

## 助成金給付規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人大西・アオイ記念財団(以下「この法人」という。)は、将来の科学技術の発展のため、香川県内において主として児童・生徒の豊かな創造性を育む取り組みをする団体等に助成金を支給することで、地域における科学技術への関心を高めるとともに、優秀な科学者の創出に寄与する。

(助成の対象)

第2条 香川県内において主として児童・生徒の豊かな創造性を育む取り組みをする団体等であって、次の各号に該当するものとする。

- (1)個人の場合は香川県内に居住し、今後も居住する見込みであること、かつ、研究・活動の場が香川県内であること。
- (2)団体の場合は団体の中心となる責任者及び団体構成員の半数以上が香川県内に居住していること、かつ、団体の研究・活動の場が香川県内であること。
- (3)団体の場合は一定の規約を有し、活動歴が3年以上あること。
- (4)個人、団体とも助成金の対象となる事業を完遂する見込みがあること。
- (5)個人、団体とも事業の会計・経理が明確であること。

(助成の金額)

第3条 助成の金額は、助成団体等の事業計画に記載された事業における経費相当分とする。ただし、助成の金額は、この法人の事業計画書に記載された予算の範囲内とする。

(募集方法)

第4条 募集方法は、次の各号に定める方法による。

- (1)県内の各種科学技術振興財団を経由して募集する。
- (2)この法人のホームページを通じて募集する。
- (3)その他理事会で定めた方法による。

(助成金の申請手続)

第5条 助成金の給付を受けようとする個人又は団体は、次に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。

- (1)助成金給付申請書
- (2)事業計画書
- (3)収支予算書

(選考の方法)

第6条 助成団体等の選考は、事務局による書類審査、選考委員会による選考を経て理事長が決定し、その旨、助成団体等に通知する。

(助成金の給付)

第7条 助成金の給付は年1回とする。

(変更事項)

第8条 次に掲げる各号に該当した場合は、あらかじめこの法人の承認を得なければならない。

- (1)助成事業を中止又は完遂する見込みがなくなったとき。
- (2)助成事業の内容を変更するとき。
- (3)助成事業の活動地域又は居住地が香川県外になったとき。

(助成金の取消し)

第9条 助成金を受けた者が、正当な理由なく次の各号の一に該当するときには、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、既に給付した助成金については、当該取消しに係る部分に関し、返還を請求するものとする。

- (1)助成事業を実施せず、実施する意思が認められないとき。
- (2)拠出した書類に虚偽があったとき。
- (3)助成金を目的以外に消費したとき。

(報告及び調査)

第10条 この法人は、助成事業の適正な運営を図るために必要があると認めたときは、助成を受けた助成団体等に対して報告を求めることができるとともに、必要に応じて調査することができる。

(実績報告)

第11条 助成を受けた助成団体等が事業を完了した場合は、完了後1ヶ月以内に収支決算書を添えた事業報告書をこの法人あてに提出しなければならない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年8月24日から施行する。